AA_{25} ＝ 0.01696
AA_{26} ＝ 0.017
AB_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等（旧地方道路等整備事業に限る。）に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち平成21年度までに着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るもので、旧地方道路等整備事業に係る地方債の臨時事業の充当率を用いるもの（地方特定道路整備事業に係るもの、ふるさと農道・林道緊急整備事業に係るもの及び被災市街地復興特別事業に係るものを除く。）の額に相当する額
AC_{23} ＝ 0.01646
AC_{24} ＝ 0.01669
AC_{25} ＝ 0.01696
AC_{26} ＝ 0.017
AD_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（発行について地方財政法第5条の3第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別事業に係るものの額に相当する額
AE_{23} ＝ 0.04390
AE_{24} ＝ 0.04450
AE_{25} ＝ 0.04522
AE_{26} ＝ 0.044
AE_{27} ＝ 0.042
AE_{28} ＝ 0.0411
AE_{29} ＝ 0.0414
AE_{30} ＝ 0.04146
$AE_{令元}$ ＝ 0.04094
$AE_{令2}$ ＝ 0.04119
$AE_{令3}$ ＝ 0.00251
$AE_{令4}$ ＝ 0.00565
$AE_{令5}$ ＝ 0.00766

AA_{25} ＝ 0.017
AA_{26} ＝ 0.017
AB_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等（旧地方道路等整備事業に限る。）に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち平成21年度までに着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るもので、旧地方道路等整備事業に係る地方債の臨時事業の充当率を用いるもの（地方特定道路整備事業に係るもの、ふるさと農道・林道緊急整備事業に係るもの及び被災市街地復興特別事業に係るものを除く。）の額に相当する額
AC_{23} ＝ 0.01648
AC_{24} ＝ 0.01675
AC_{25} ＝ 0.017
AC_{26} ＝ 0.017
AD_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（発行について地方財政法第5条の3第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別事業に係るものの額に相当する額
AE_{23} ＝ 0.04395
AE_{24} ＝ 0.04466
AE_{25} ＝ 0.045
AE_{26} ＝ 0.044
AE_{27} ＝ 0.042
AE_{28} ＝ 0.0411
AE_{29} ＝ 0.0414
AE_{30} ＝ 0.04154
$AE_{令元}$ ＝ 0.04098
$AE_{令2}$ ＝ 0.00182
$AE_{令3}$ ＝ 0.00251
$AE_{令4}$ ＝ 0.00565